

- 2 議員報酬に関する条例の改正案は、法第 7 4 条第 1 項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して法第 1 0 9 条第 7 項又は法第 1 1 2 条第 1 項の規定に基づき委員会又は議員が提出するものとする。

第 1 0 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 2 7 条 この条例は、市における議会運営の最高規範であり、この条例に違反する条例、議会の規則又は規程等は、これを制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等を順守し及び運用する場合には、この条例に照らして判断しなければならない。

- 3 議会は、この条例を市民自治の趣旨にのっとり運用しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 2 8 条 議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を順守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(検証)

第 2 9 条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、検証するものとする。

(見直し手続)

第 3 0 条 議会は、前条の規定による検証結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、市民に改正理由及び背景を詳しく説明したのち、本会議に提案しなければならない。

(委任)

第 3 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会規則等で定める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

平成 27 年 **9 月定例会** 開催のお知らせ

会期(予定)

**9 月 7 日(月)~9 月 24 日(木)**



市議会HPは  
こちらから



※ 一般質問内容など詳細につきましては後日、議会ホームページで公開いたします。